

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第1区分

【発行日】令和5年3月7日(2023.3.7)

【公開番号】特開2022-123516(P2022-123516A)

【公開日】令和4年8月24日(2022.8.24)

【年通号数】公開公報(特許)2022-155

【出願番号】特願2021-20874(P2021-20874)

【国際特許分類】

C 03 C 17/34(2006.01)

10

C 03 B 18/02(2006.01)

H 01 L 31/0392(2006.01)

【F I】

C 03 C 17/34 Z

C 03 B 18/02

H 01 L 31/04 284

【手続補正書】

【提出日】令和5年2月22日(2023.2.22)

20

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ガラス板上に、アンダーコート層と第一の機能性透明膜層と第二の機能性透明膜層とがこの順に配置され、

前記第一の機能性透明膜層はフッ素ドープ酸化スズからなり、前記第二の機能性透明膜層は酸化スズからなり、

前記第一の機能性透明膜層と前記第二の機能性透明膜層の膜厚の合計が550～1000nmである、太陽電池用ガラス基板。

【請求項2】

前記アンダーコート層が、炭化酸化ケイ素、酸化チタン及び酸化ケイ素からなる群から選択される少なくとも1つを含有する、請求項1に記載の太陽電池用ガラス基板。

【請求項3】

前記太陽電池用ガラス基板の色差変動Eが8.0以下である、請求項1又は2に記載の太陽電池用ガラス基板。

【請求項4】

前記太陽電池用ガラス基板の色差変動Eが6.2以下である、請求項1又は2に記載の太陽電池用ガラス基板。

40

【請求項5】

前記太陽電池用ガラス基板の色差変動Eが4.4以下である、請求項1又は2に記載の太陽電池用ガラス基板。

【請求項6】

前記太陽電池用ガラス基板の色差変動Eが3.3以下である、請求項1又は2に記載の太陽電池用ガラス基板。

【請求項7】

前記太陽電池用ガラス基板の色差変動Eが2.1以下である、請求項1又は2に記載の太陽電池用ガラス基板。

50

【請求項 8】

Haze 値が 6 . 0 % 以下である、請求項 1 ~ 7 のいずれか 1 項に記載の太陽電池用ガラス基板。

【請求項 9】

前記第一の機能性透明膜層の膜厚が 500 ~ 900 nm であり、前記第二の機能性透明膜層の膜厚が 6 ~ 150 nm である、請求項 1 ~ 8 のいずれか 1 項に記載の太陽電池用ガラス基板。

【請求項 10】

前記第一の機能性透明膜層と前記第二の機能性透明膜層の膜厚の合計が 600 ~ 1000 nm である、請求項 1 ~ 9 のいずれか 1 項に記載の太陽電池用ガラス基板。 10

【請求項 11】

フロートガラス製造プロセスにおいて製膜された、請求項 1 ~ 10 のいずれか 1 項に記載の太陽電池用ガラス基板。

【請求項 12】

前記第一の機能性透明膜層と前記第二の機能性透明膜層が互いに接している、請求項 1 ~ 11 のいずれか 1 項に記載の太陽電池用ガラス基板。

【請求項 13】

請求項 1 ~ 12 のいずれか 1 項に記載の太陽電池用ガラス基板を備える、太陽電池。

【請求項 14】

カドミウムテルル太陽電池である、請求項 13 に記載の太陽電池。 20

30

30

40

50